

【諮問 第304号】

7 川情個第14号
令和7年8月19日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和6年6月7日付け6川総コ第34号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

【304 号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分のうち、統括責任者の氏名についてはこれを取り消し、開示すべきだが、その余の判断は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年7月7日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「令和2年度地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務の委託事業者募集に係るプロポーザルにおける採択者の企画提案書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は本件請求に係る情報を、「川崎市令和2年度地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務 企画提案書」（以下「本件文書」という。）と特定し、その記載の一部については、条例第8条第1号並びに第2号ア及びイに該当するため、令和5年7月19日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年9月25日付け審査請求書及び令和5年10月26日付け補正書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第304号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和5年9月25日付け審査請求書、令和5年10月26日付け補正書及び令和6年3月5日付け反論書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例によると、前文において知る権利は最大限尊重することが定められており、公開することが原則とされている。その上で不開示条項（第8条）を定めているが、川崎市の実施する入札に企画提案するのであれば、条例において開示されることが大前提であることを理解した上で参加しているものであるといえるため、法人等に該当する情報であっても、開示されることを了承しているものといえることができる。
- (2) また、入札に参加するということは、公金が投入される事業に参加するということであり、どのような企業がどのような提案をして採択されたのかは、市民の関心の対象であり、それらの情報が公開されなければ適正な支出が行われているのか否かを判断することができないものであるため、条例前文における知る権利を最大限尊重するのであれば、公開して当然である情報と考えられる。
- (3) 不開示理由として「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を理由として挙げているが、競争上の地位その他正当な利益を害すると判断するのであれば、企業として入札に参加するべきではなく、行政の側で一方的に取得した情報と、企業の側が進んで提供した情報の間では、不開示事由は異なる判断が行われるべきである。

【304 号】

つまり、企業の側からすると自己のノウハウを提供することにより行政から公金を受け取るものであり、さらに情報を不開示として企業を保護する必要はないものとする。

本件処分は条例第8条第1号並びに第2号ア及びイの解釈適用を誤ったものであり、公開をすべきである。

4 実施機関の主張要旨

令和6年1月24日付け弁明書及び令和7年4月11日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「地域連携による事業継続計画策定促進事業」(以下「本件事業」という。)とは、単独ではBCP策定が難しい事業者の支援を行うことで、地域の防災力を高めるとともに、本市産業の強靱化を図るため、地域で連携したBCP策定を進め、地域課題の解決や、その取組みを市域に波及させる事業であり、受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、業務委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、履行に最も適した受託者を選定するものである。
- (2) 条例第8条第1号に該当するとして不開示とした箇所には、講師の氏名・経歴に関する事項と、採択事業者の統括責任者、業務管理者、業務実施者の氏名が記載されているが、これらは特定の個人を識別できる情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、不開示とした。
審査請求人は、本件処分の取消しを求めるものであるが、「提案企業が企画する具体的な事業内容」が記載されている不開示部分については、条例第8条第1号に基づき不開示としたものではないため、解釈の適用を誤ったという審査請求人の主張には理由がない。
- (3) 「提案企業が企画する具体的な事業内容」にあたる当該箇所は、提案企業の技術・ノウハウに該当する情報であるため、開示することにより、競合他社が具体的な事業内容を模倣・参考にしたビジネスを展開する、弱点等を分析・把握し、競業分野においてより競争力のあるビジネスを発案する、本件事業との比較を顧客への働きかけに利用する等、『川崎市情報公開ハンドブック』32頁の「公にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの」と認められ、条例第8条第2号ア「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められるものであることから、審査請求人の主張には理由がない。

5 審査会の判断

(1) 本件文書及び争点について

実施機関は、審査請求人による本件請求に係る文書を、本件文書と特定したうえで、その記載の一部を不開示とする本件処分を行ったが、審査請求人は、本件処分の取消しを求めている。審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件処分において不開示とした部分が、条例第8条第1号並びに第2号ア及びイ

【304 号】

に該当するか否かが争点となっているので、以下、これらの点について検討する。

(2) 条例第8条第1号該当性について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報……であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの……又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と定めている。

本件処分において不開示とされた部分のうち、「F 業務実施体制」（本件文書10頁）においては、統括責任者、業務管理者及び業務実施者の氏名がそれぞれ記載されている。これらは特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第1号所定の不開示情報に該当することは明らかである。

もっとも、統括責任者については、本件文書において代表取締役と併記されているところ、代表取締役の氏名は提案企業のホームページ等で公表されていることから、条例第8条第1号ただし書アに該当し、開示すべきである。

(3) 条例第8条第2号該当性について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体……に関する情報……又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」として、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報と定めている。

本件処分において不開示とされた部分のうち、上記(2)で掲げた箇所以外には、「B. 3か年終了後、本事業での取組内容を市域に波及する手法」の該当箇所（本件文書3頁）、「C. 川崎市内及び対象地域の基礎的調査」のうち

「3. 災害対策に対する意向調査（アンケート調査）」の該当箇所（同5～7頁）及び「4. 調査結果の取組への反映方法」（同8～9頁）、「D 対象地域内事業者に対する研修の開催 内容、想定する講師」の該当箇所（同9～10頁）並びに「E 地域に立地する企業間の連携による事業継続計画策定促進に資する企画案」のうち冒頭部分（同10頁）及び「2. 国内先行事例の調査と、調査結果への反映」の該当箇所（同10頁）である。

本件文書に係る本件事業とは、単独ではBCP策定が難しい事業者の支援を行うことで、地域の防災力を高めるとともに、本市産業の強靱化を図るため、地域で連携したBCP策定を進め、地域課題の解決や、その取組みを市域に波及させる事業であり、受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、業務委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、履行に最も適した受託者を選定するものである。

【304 号】

そうすると、本件処分において不開示とされた部分のうち、上記（２）で掲げた箇所以外のいずれについても、これらは本件事業につき応募し採択された企業による独自の技術やノウハウに基づき提案されたものであると考えられる。そして、これらが開示された場合、競合他社が、①その具体的な事業内容を模倣又は参考にしたビジネスを展開すること、②弱点等を把握又は分析等して、競合分野においてより競争力のあるビジネスを発案すること、③本件事業との比較を顧客への働きかけに利用すること、などが懸念される。

したがって、これらが開示されることで法人等の事業活動等が損なわれると認めることができるため、これらは条例第８条第２号ア所定の不開示情報に該当する。

なお、実施機関は、本件処分において不開示とされた部分のうち、上掲の「D 対象地域内事業者に対する研修の開催 内容、想定する講師」の該当箇所（本文文書９～１０頁）について、条例第８条第１号の該当性を主張しているものの、このことは当該箇所が上記のとおり不開示情報に該当するという結論を左右するものではない。

したがって、本件処分において不開示とされた部分のうち、上記（２）で掲げた箇所以外のものは、条例第８条第２号アに該当するため、同号イについて検討するまでもなく、当該箇所を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

以上の次第で、前記１に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石	野	百合子
委員	嘉	藤	亮
委員	川	合	敏 樹
委員	中	島	美砂子